

# 東日本復興CM方式の今後の活用に向けて(案)

---

平成29年1月16日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課  
入札制度企画指導室

# 復興CM方式の意義と今後の活用に向けて(案)

## 復興CM方式の意義

- 復興CM方式は、前例のない大規模災害からの早期復興を進める上で、大幅な工期短縮や被災自治体の発注体制の補完等が大きな課題となったため、通常の公共工事では、一般的に導入されていない「マネジメントの活用」や「コストプラスフィー契約・オープンブック方式」等の新たな活用ツールを導入し、早期の復興や発注者のマンパワーの補完等に寄与。
- こうした早期復興のために特別に導入した仕組みは、災害の多発する我が国において、被災自治体、特に公共工事の発注実績や大規模工事のノウハウの少ない自治体の体制を補完し、早期の復旧・復興を進める上で有用なツールであるとともに、建設工事一般についてもその適用可能性が期待されるため（次頁参照）、今後その活用に向けた検討を進める必要がある。

## 復興CM方式の適用可能性

復興CM方式は、主として以下のような災害復旧工事の場面での活用が想定されるが、実際の適用に際しては、本研究会で実施した検証や評価を踏まえ、課題についても留意した上で検討する必要がある。

- 地震、津波等により、地域が壊滅的な被害を受け、高台移転等の大規模工事を早期に実施する必要がある場合
- 台風、豪雨等により、道路、河川等の公共施設に多数の被害が発生し、多くの箇所を効率的に実施する必要がある場合
- 地震等で局所的に大きな被害が発生し、技術的難易度が高い工事や未経験の工事への対応が必要となる場合
- 技術系職員が不足している自治体において、一時的な増大が見込まれる工事発注への対応が必要となる場合

## 一般の建設工事への適用可能性について

復興CMで導入したマネジメントや、発注体制補完、透明性の確保等に資する取組は、復興事業以外の一般の公共工事や民間建設工事においても、事業全体のコスト・工期管理や、一体的業務の実施、最適な発注タイミング、平準化を踏まえた発注計画など、発注者の側からも積極的に評価される利点を有すると考えられるため、次頁以下に示すように、CMRの建設業法上の位置付けや、契約手続き、事務負担の点などに関して引き続き制度的な課題や解決方法を詰め、**一般の建設工事への活用に向けた検討を進めることが必要である。**

# 今後の活用を図る上で検討が必要な課題(案)

ツール	復興CMにおける特別な取組	特別な取組を必要とした理由、背景	現行法上の留意点 今後の検討課題
A マ ネ ジ メ ン ト の 活 用	<p>○基本協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の工事請負標準約款を活用しつつ、受発注者間の役割等、基本的な契約事項について基本協定書を締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の工事請負契約等に代わる新たな仕組み（マネジメント機能）の導入に際し、現行の契約制度との整合を図りつつ、既存の標準約款等も活用しながら、早期導入を目指す必要。</li> </ul> <p>〔 ※導入地区第1号の女川町ではH24.7公募開始 〕</p>	<p>■ CM契約の位置付けの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計や施工等に加え、事業全体のマネジメント業務を実施する契約について、<u>建設業法（請負契約を前提）との関係も踏まえ、契約のあり方を検討する必要。</u></li> </ul>
	<p>○プロポーザル方式・価格交渉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公募プロポーザル方式により、優先交渉権者を選定し、価格交渉後の見積り合わせにより決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体事業費の見通しが立たない中、競争性を確保しつつ、多岐にわたる業務範囲をカバーし得る民間企業の優れた技術力・ノウハウ活用の最大化を図る必要。</li> </ul> <p>〔 女川町中心部地区における整備範囲は早期整備エリア約10%、次期整備エリア約90% 〕</p>	<p>■ 手続きに係る技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術職員が不足している地方公共団体においては、<u>技術審査や選定手続き等に要するノウハウの補完に向けた仕組みや体制構築が必要。</u></li> </ul>
	<p>○統括管理技術者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務全般を管理する専任の統括管理技術者（CMR）の設置を協定書で明記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の工事契約における元請としての役割に加え、調査・測量・設計や関係機関協議、関連事業調整等の従来発注者側が実施するマネジメント業務を実施・統括する地位が必要。</li> </ul> <p>〔 発注者側の土木職員1人あたりの事業費は震災前と比較して最大で約14倍に急増 〕</p>	<p>■ 統括管理技術者（CMR）の位置付けの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法上、<u>統括管理技術者（CMR）について明確な規定がない。</u></li> </ul>

# 今後の活用を図る上で検討が必要な課題(案)

ツール	復興CMにおける特別な取組	特別な取組を必要とした理由、背景	現行法上の留意点 今後の検討課題
<b>B</b> 設計施工 の 一体実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>早期・次期エリアの設定とファストトラック方式の採用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体整備規模を設定した上で、時間軸から早期整備エリアと次期整備エリアに区分し、区分する中でも設計が固まったものから発注するファストトラック方式を採用。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画の変動可能性が高い中、作り過ぎを防止するとともに、設計・施工のスピードアップを図る必要。</li> </ul> <p>[ 女川町中心部地区における整備範囲は早期整備エリア約10%、次期整備エリア約90% ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>設計の照査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 厳しい施工工程において、ファストトラック方式を多用している状況では、設計のための十分な時間の確保できないため、<u>より優れた設計提案や設計照査が十分でないケースもあった。</u></li> </ul> </li> </ul>
	<b>C</b> コストプラスフィー契約 <b>D</b> オープンブック方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>上限額の設定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事積算体系を基にした予定価格として設定し、優先交渉権者と見積り合わせ後に工事請負代金を決定。</li> <li>コスト削減の算定基準となるインセンティブ基準価格の導入とともに、工事請負代金＋リスク管理費を上限額として設定。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コスト（専門業者との契約金額）に一定率のフィーを加算して支払う方式のため、不必要なコストの増加を防止するとともに、CMRの技術力等を活用したコスト削減を図る必要。</li> </ul> <p>[ フィー率は工事原価に対する一定割合（概ね10%～11%範囲）で設定 ]</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>原価基準の明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>積算基準に基づき、工事原価に算入できる項目を明示するとともに、原価管理ルールブックを導入。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の原価確認事務作業の削減を図るとともに、施工者とのトラブルを防止する必要。</li> </ul> <p>[ 土木職員1人あたりの事業費は震災前と比較して最大で約14倍に急増 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>原価範囲・算入単位のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>原価として取り扱う範囲と単位の検討。</u>（例：直接工事費・共通仮設費、現場管理費等）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>報酬率（フィー）の設定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>加重平均したフィー率（10%）を目安にCMRからの技術提案を踏まえて価格交渉を実施。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>全体事業費の見通しが立たない中、CMRのリスクを軽減し、公正対価を確保する必要。</li> </ul> <p>[ 業務と工事を一体発注した場合と同等の利益率の確保を想定 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>報酬率の妥当性の検証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>フィーと通常の請負工事における利益等（一般管理費率＋技術報酬分等）との均衡を図る必要。</u></li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>オープンブック方式の導入</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>オープンブックの確認書に基づき、CMRが全ての費用を発注者に開示するとともに、第三者監査機関の監査の標準化し、専門業者への支払い金額と対価の妥当性を第三者機関が監査。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>コストプラスフィー契約の導入に伴って、コストの透明性・妥当性を確保する必要。</li> </ul> <p>[ 従来の一括総価請負契約と異なり、CMRによる専門業者への支払額（コスト）に対して発注者が実費精算 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>事務負担の更なる軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原価範囲の縮小（＝フィー範囲の拡大）や算入単位（現場管理費における事務用品費や通信交通費等）の大括り化を図り、<u>オープンブック事務を簡素化することを検討する必要。</u></li> </ul> </li> </ul>

# 今後の活用を図る上で検討が必要な課題(案)

ツール	復興CMにおける特別な取組	特別な取組を必要とした理由、背景	現行法上の留意点 今後の検討課題
E リスク管理費 の導入	<p>○リスク分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者とCMR間でリスク分担を協議し、合意（基本協定書、インセンティブ基準価格確認書の中でリスク分担表として合意）。</li> <li>リスク管理費を工事請負代金と別枠で設定(工事請負代金+リスク管理費=上限額として設定)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体の整備計画が不確実な中、リスクの発現は不可避であるため、予め発注者間で想定されるリスク内容を共有することにより、リスク発現の未然の防止に加え、設計変更に対する受注者の予見性の確保やリスク発現時の協議の円滑化を図る必要。</li> </ul> <p>（いわき市豊間・薄磯地区の早期整備エリアの工事では、受発注者協議において、確度の高いリスク要因の割合は工事請負代金に対し約10%程度を想定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>変更契約事務手続の縮減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適切なリスク管理費の水準について、設定方法、協議方法を明確化する必要。</li> <li>➢ 現行の請負契約の下では、リスクが発現し、設計変更として請負代金に反映する都度、請負契約の変更を行う必要。</li> </ul> </li> <li>■ <b>リスク管理費の契約上の位置づけの明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リスク管理費の概念は、現行法上位置付けがないため今回は総価契約額の外数として試行導入であったが、<u>公共積算体系上に予備費的な位置付けが可能かどうかについての検討が必要。</u></li> </ul> </li> </ul>
F 専門業者選定 ・ 地元優先	<p>○専門業者選定基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一体的業務としてCMRに大括りで発注し、専門業者選定確認書に基づき、CMRが発注者の承認を得てから契約。</li> <li>定型的な業務や一般工事は地元企業を優先的に選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の事務負担の軽減、専門業者選定の透明性の確保とともに、地域経済や産業の活性化の観点から、地元の専門業者の積極的な活用を図る必要。</li> </ul> <p>（復興事業に係る市街地整備事業では数百件以上の専門工事業者への発注を想定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>専門業者選定基準の柔軟な運用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模事業で選定件数が多くなると、事務処理負担が過大となる。</li> <li>➢ 一体不可分な工事や緊急性の高い工事、少額な工事等については、<u>既契約専門業者に随意契約する等の柔軟な選定基準の構築が必要。</u></li> <li>➢ 合わせて関連会社との契約やCMR自ら実施出来る運用基準も今後検討。</li> </ul> </li> <li>■ <b>地元専門業者の施工体制の確保・効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分割発注により、施工体制などが複雑になる。</li> <li>➢ 専門工事の包括化の検討が必要。</li> </ul> </li> </ul>